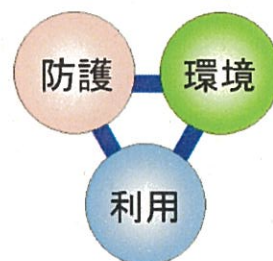


安全で、美しい「ふくしまの海岸」を未来に残すために、 あなたのご意見をお聴かせください

福島県では、海岸法の改正に伴い、
「海岸保全基本計画」の一部を変更します。



海岸保全基本計画とは、海岸法の3つの目的である「防護」「環境」「利用」が総合的に達成できるよう、今後の海岸保全の基本方針と施策について示す計画であり、法律で定められたものです。



基本理念

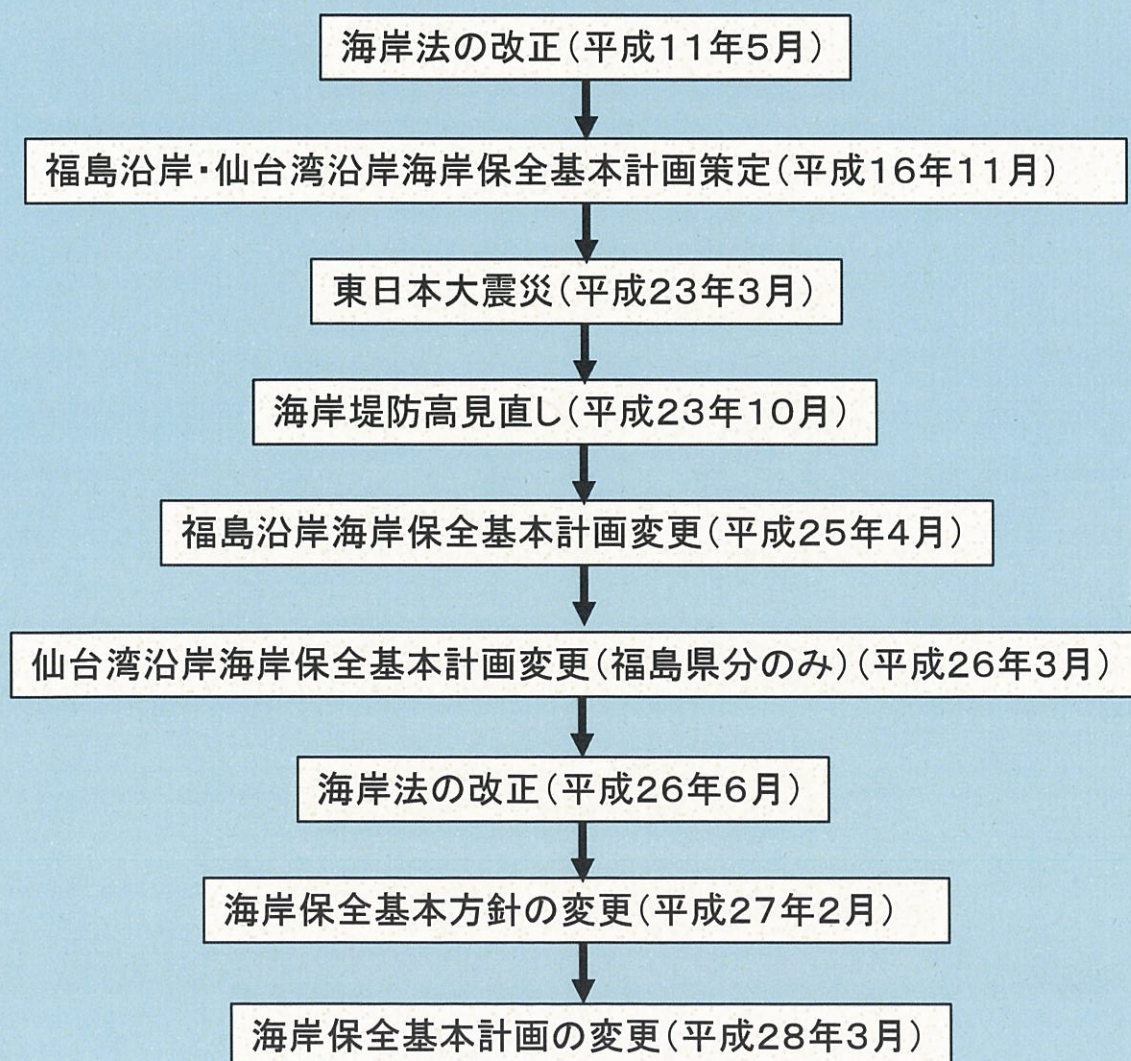
～ともに考え、ともにつくり

未来へ残そう “うつくしまの海岸” ～



1 計画変更の背景

- 福島県では、防護、環境、利用の調和がとれた海岸の保全を推進するため、学識経験者や住民等の意見を反映させながら、平成16年11月に福島県沿岸の海岸保全基本計画を策定し、同計画に沿って海岸の災害に対する安全度の向上や、適正な利活用の推進、警戒避難体制の整備などを進めてまいりました。
- 平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、過去最大クラスの地震動や、それに伴う津波、地殻変動により、本県の沿岸全域において海岸保全施設が壊滅的な被害を受け、その背後の人命、財産にも甚大な被害が発生しました。その被災を受けた対策として海岸堤防の高さや構造等の基本的事項を決定し、平成25年4月と平成26年3月に変更を行いました。
- その後、平成26年6月に海岸法が改正となり、海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項の記載をすることが規定されました。
- 今回の海岸保全基本計画の変更は、この規定に基づき、海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項について記載し追加するものです。
- なお本計画は、今後の東日本大震災からの復旧・復興の進捗状況や、海岸地形の変動状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

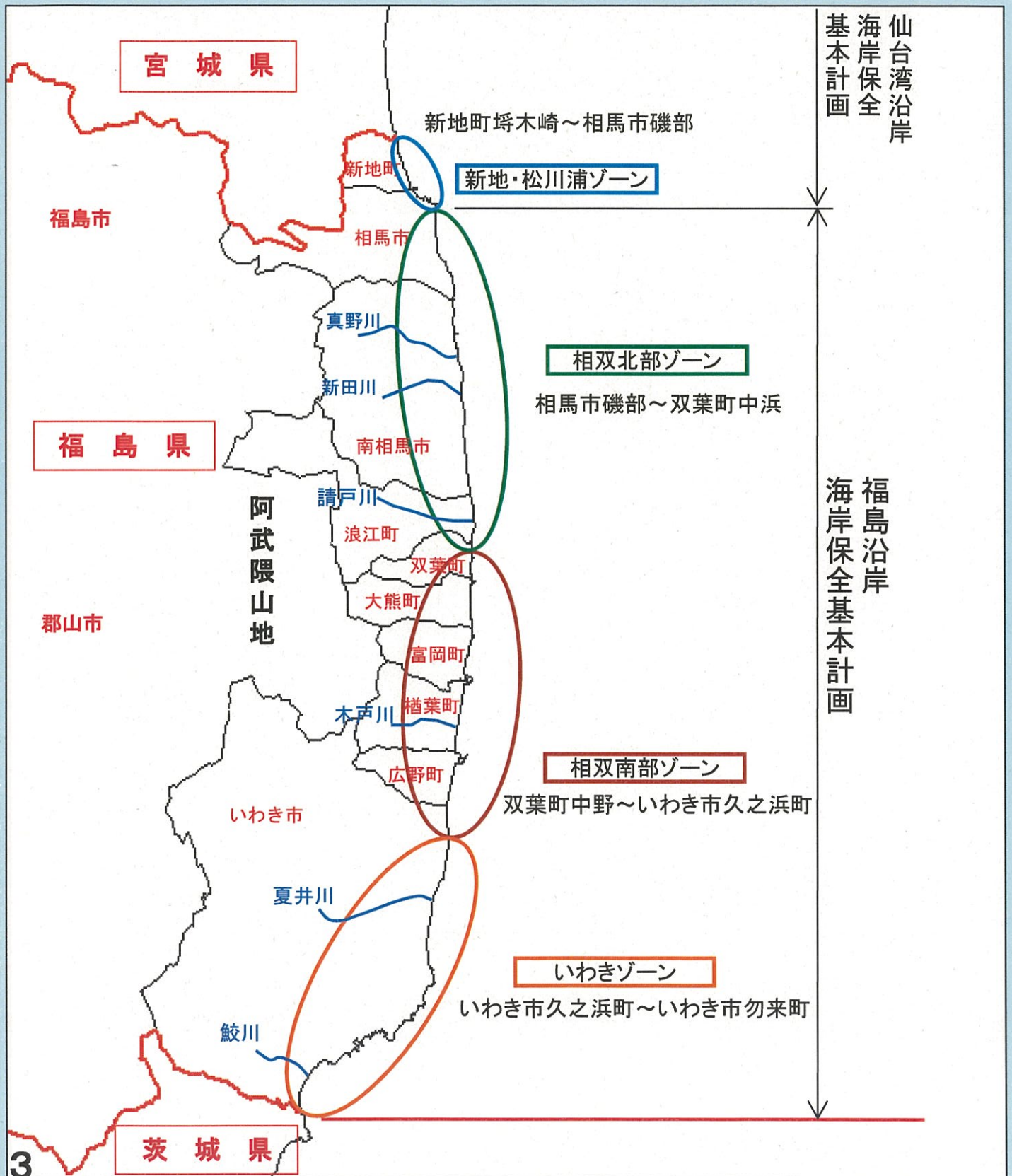


2 計画の対象範囲

●仙台湾沿岸海岸保全基本計画※：宮城県石巻市鮎川浜～福島県相馬市磯部（茶屋ヶ岬）

●福島沿岸海岸保全基本計画：福島県相馬市磯部（茶屋ヶ岬）～茨城県境

※仙台湾沿岸海岸保全基本計画は、宮城県との共同策定



3 計画の追加内容(維持又は修繕の方法について)

各海岸における海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、以下の管理内容を基本として、利用形態に配慮した方法を海岸毎に定めています。

施設毎の管理内容

施設	内容
土木構造物 堤防、護岸、消波 施設、突堤等	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
砂浜	日常巡視を実施し、砂浜の地形変化状況を監視する。
機械・電気設備を含む施設 水門(樋門等)	施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的に点検・整備を行う。